

# 子ども・子育て支援新制度の施行に必要とされている各種基準を定める 条例骨子案へのご意見募集（パブリックコメント）の結果について

## 1 募集期間

平成 26 年 4 月 28 日（月）～平成 26 年 5 月 16 日（金）

## 2 閲覧場所

- (1) 岡山市ホームページ
- (2) 市役所本庁（こども園推進課<9 階>、情報公開室<2 階>）、各区役所、各支所、各地域センター、各福祉事務所

## 3 提出方法

電子メール・ファクシミリ・郵送・持参又は市ホームページの「入力フォーム」

## 4 提出先

岡山市岡山っ子育成局こども園推進課

## 5 ご意見募集結果

- (1) 提出者数：50 人

提出方法別提出者数

電子メール	3 人
ファクシミリ	21 人
郵送	15 人
持参	1 人
入力フォーム	10 人
<hr/>	
計	50 人

- (2) ご意見数：76 件（本条例案の内容に関するご意見でないものを除く。）

## 6 ご意見の概要と本市の考え方

### 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案

ご意見の概要		件数	本市の考え方
「学級の編制及び職員に関する基準」に対するご意見			
1	1学級35人以下は、多すぎるのではないか。1人の職員で対応できる人数ではない。	7	幼保連携型認定こども園の学級編制や職員数についてのご意見は、満3歳以上の教育・保育の効果、厳しい財政状況、人材不足などを踏まえ、今後の参考にさせていただきます。 なお、35人は1学級の上限の人数であり、1人の職員が対応する園児の数ではありません。
2	職員配置は、国の基準以上にすべきではないか。	5	
3	満1歳以上満3歳未満の6人につき1人から、満3歳以上から20人に1人になるのは、職員にとって負担が大きいのではないか。	1	
4	「助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる」範囲が学級数の3分の1は、多いのではないか。	1	
5	職員数の示し方がおおまかで分かりにくい。	3	受け入れる子どもの人数によって状況が変わるため、目安として「おおむね」と表記しています。
「設備に関する基準」に対するご意見			
6	施設は、2階以上を認めるべきでない。又は3階以上を認めるべきでない。	5	設備に関する基準についてのご意見については、現在の幼稚園・保育園の運営状況や厳しい財政状況などを踏まえ、今後のより良い教育・保育環境の整備の参考にさせていただきます。
7	面積基準は、国の基準を上回るものにすべきではないか。	2	
8	保育室と遊戯室は、兼用すべきでない。	1	
9	園庭は、代替地を不可とすべきではないか。	1	
10	AEDを設置基準に入れるべきではないか。	1	
11	予備（使っていない）保育室についての基準を入れてもらいたい。	1	
12	発達に合わせた遊具や園庭を整備する基準を設けるべきではないか。	2	本条例は、最低限備えるべきものを定めているものであり、ご意見の基準は、別途「施設整備指針」などで定められると考えています。
「運営に関する基準」に対するご意見			
13	教育時間4時間は短い。1日8時間とすべきではないか。	2	幼保連携型認定こども園の教育・保育は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って行われ、「1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする」と定められています。 教育課程の編成は、国立・公立・私立を問わず、教育基本法や学校教育法などの法令や幼保連携型認定こども園教育・保育要領により規定されており、これらに従うこととなります。
14	「子育て支援事業の内容」、「地域との連携等」、「苦情への対応」は、参酌基準でなく、従うべき基準にするべきではないか。	2	ご意見としていただいた項目は、教育・保育を担う施設として重要であり、本市の基準としたいと考えています。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用」に対するご意見			
15	自園調理を基本とすべきで、外部搬入を認めるべきではない。	2	子どもの心身の成長・発達に大きな影響を与え、「食を営む力」を培う基礎となる食事の提供は、教育・保育の観点から重要であり自園調理が基本であると考えています。 外部搬入は、同一敷地内にある他施設やその他の連携施設に調理室を備えている場合など、限定的なケースが想定されます。
16	幼保連携型認定こども園についての基準のみを示すべきであり、「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの基準」と「他の学校又は社会福祉施設等の施設を兼ねるときの基準」は削除すべきではないか。	1	どちらも幼保連携型認定こども園の運営に関する基準であり、規定する方向で考えています。
その他、表記に関するご意見			
17	「職員」と「児童福祉施設の職員」とあるが、その違いは何か。表記を統一すべきではないか。	1	表記の誤りで、「職員」に統一します。
18	附則（p. 11）の3（3）の意味が分からない。	1	表記の誤りで、「園児が日常的に利用できる場所であること。」に訂正します。
合計		39	

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

ご意見の概要	件数	本市の考え方
19 保育に携わる職員は、すべて「保育士または同等以上の知識経験を有する者」とすべきではないか。特に、居宅訪問型事業の職員に対しては、加えて施設での保育経験を問うべきではないか。	6	家庭的保育者は、「市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が判断した者」とされており、また、家庭的保育補助者も「市町村長が行う研修を修了した者」とされています。これらの研修により、質の確保を図りたいと考えています。
20 避難訓練等・運営等の規定（p. 14）及び諸帳簿（p. 19）について、参酌基準でなく、従うべき基準にすべきではないか。	2	ご意見としていただいた項目は、保育を担う事業者として重要であり、本市の基準としたいと考えています。
21 自園調理を基本とすべきで、外部搬入を認めるべきでない。	2	No. 15のとおりです。
22 園庭は、園舎に隣接とするべきではないか。	1	地域型保育事業のコンセプトとして、「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する」ことが挙げられます。多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、多様なスペースの活用が必要であると考えています。
23 保育を行う部屋は、2階以下とすべきではないか。	1	
24 「研修」を従うべき基準に盛り込むべきではないか。	1	ご意見としていただいた項目は、教育・保育を担う施設・事業者として重要であり、本市の基準としたいと考えています。
25 小規模保育事業（p. 23）の類型A・B・Cのいずれも、保育士・嘱託医・調理員を必置にすべきではないか。	1	新制度における小規模保育事業の類型A・B・Cについては、既存の多様な事業形態からの移行を想定した上で、職員配置等の基準を設けています。国が示した事業者への給付費額の見込みでは、A型とB型の給付費に差を設けることで、保育士の配置を進めて行く方針です。食事については、自園調理を原則としており、認可保育所等からの搬入など限られた場合のみ自園調理を行わず、調理員の配置が不要となります。
26 事業所内保育で19人以下の場合は、小規模保育事業のA型基準を適応するべきではないか。	1	新制度における事業所内保育事業の基準は、既存の事業所からの移行を想定した上で、小規模保育事業B型と同様の職員配置の基準を設けています。国は保育の質の向上を図るため、19人以下の事業所内保育事業について、A型相当の基準で職員配置をした場合には、より高い給付額を支払う予定としています。
27 企業参入を除外する規定を定めるべきではないか。	2	地域型保育事業では、「保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することが求められるとともに、特に社会福祉法人・学校法人以外に対しては、「経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たす」必要があります。このため、いずれの事業者も、安定的・継続的な運営、認可基準の遵守、質の高い保育などが求められ、法人格等による違いは無いものと考えています。
合計	17	

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

ご意見の概要		件数	本市の考え方
28	施設ごとに基本定員を定めなければ、保育標準時間児の子どもばかりになる施設が出てくるのではないか。	1	市町村は、次の点を踏まえて、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。 ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上。 (幼稚園は適用なし) ②利用定員は、認定区分(1号～3号)ごとに設定。3号認定(保育認定・満3歳未満)は、0歳と1・2歳に区分。 ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本とし、実情に応じて対応。
29	幼稚園の定員と保育園の定員を一本化することにより、待機児童の把握が難しくなるのではないか。	1	各施設・事業者は、確認の際に設定した利用定員、学級数、在籍子ども数を公表しなければなりません。また、当分の間、保育を必要とする全ての子どもの施設・事業利用について、市町村が調整することになっており、子どもの入園状況などは、今後も正確に把握していきたいと考えています。
30	応諾義務について、入園を断らない場合の要件を明確にすべきではないか。	1	施設・事業者は、保護者から利用申込を受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きが無い場合、②定員を上回る利用申込があった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としています。定員を上回る利用申込があった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、予め選考方法の明示が求められます。
31	企業参入を除外する規定を定めるべきではないか。	1	No. 27の要件については、地域型保育事業だけでなく、教育・保育施設においても求められ、法人格等による違いは無いものと考えています。
32	悪質な業者を摘発できる仕組みを整えるべきではないか。	1	「確認」は、設備や職員配置など、施設・事業の認可基準を満たしている施設・事業について、子ども・子育て会議でご意見を伺いながら行います。運営基準の遵守のため、「確認」を受けた施設・事業に対しては、市町村が指導監査(立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等)を行う仕組みとなっています。さらに、家庭的保育事業者に対して、設備及び運営基準の遵守のため、年1回の実地検査を行う旨の規定が定められる予定です。
33	子ども・子育て会議で「確認」の基準を決めるべきではないか。	1	「確認」を受けた施設・事業者は、施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すため、設置者・施設の状態や運営状況などの情報を公開することとされています。
34	指導・監査、命令、監督ができる仕組みにすべきではないか。	3	
35	事故等があった際に、速やかに行政が介入し、指導・監督できることを明記すべきではないか。	3	
36	利用する施設・サービスにより、基準に違いがあるべきではないか。	6	各基準が異なるのは、施設・事業の形態の違いによるとともに、国の方針として、既存の施設や事業から新制度への移行をより円滑に行うために必要とされているものと考えています。
37	施設・事業の全てについて、会計・決算、苦情処理、安全への配慮を公開することを明記すべきではないか。	2	「確認」を受けするためには、会計処理の基準を満たさなければなりません。また、施設・事業者の透明性及び教育・保育の質の向上を促すため、「確認」を受けた施設・事業者は教育・保育に関する情報を報告し、都道府県が公表することとなっています。相談・苦情等への取組状況や事故発生時の対応についても、対象とされています。
合計		20	

その他（ご意見募集の対象以外）

ご意見の概要		件数	本市の考え方
38	今回のパブリックコメントの実施について	3	<p>ご意見募集の対象以外のご意見などにつきましては、回答はいたしません。お寄せいただいたご意見に関しましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
39	新制度の周知について	7	
40	岡山市の幼保連携型認定こども園の整備・統廃合・民営化など、今後の取組について	12	
41	幼保連携型認定こども園の教育・保育内容など、運用について	15	
42	制度運用に伴う職員の意識統一や職員配置など、職員体制整備について	9	
43	災害時の給付制度について	4	
44	保育士確保について	2	
45	入園の手続きや保育料について	3	
46	子ども・子育て会議の協議内容について	2	
47	岡山市の子育て支援施策全般について	2	
48	市立幼稚園と私立保育園の一体的な運営について	1	
49	国の制度全般について	8	
50	継続的な運営支援について	5	
51	その他（ご意見ではなくご質問）	8	